

事務連絡
令和3年9月13日

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局
障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」の延長について

平素は、本県の障害福祉行政の推進及び感染拡大防止対策にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年8月20日から9月12日までを期間として発令されておりました新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が9月30日まで延長されることとなりました。

障害福祉サービス事業所・施設の利用者や職員の大規模なクラスターが発生しており、また、ワクチン接種後であっても、感染する可能性(いわゆる「ブレイクスルー感染」)があり、人にうつしてしまう恐れがあることから、マスクを着用しないでの会話や、3密の場所への出入を控える等、これまで通りの感染対策が不可欠です。

つきましては、引き続き「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」にご留意いただくとともに、県が作成した「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター」や「チェックリスト」(下記の県HP参照)を積極的に活用しながら、基本的な感染防止対策(マスク、消毒、換気等の徹底、密な状態の回避等)、職員とその家族間での感染防止や利用者の体調管理の徹底、検査の積極的な活用など、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業の実施をお願いいたします。

参照ホームページ

「ワクチン接種後のブレイクスルー感染」なぜワクチンと感染予防対策の両方が必要なのか(厚生労働省)<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/column/0006.html>

新型コロナウイルス関連のお知らせ(障害福祉サービス等事業者向け)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/singatakorona.html>